

区長報告第四号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十七年五月二十八日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十七年六月十七日

港区長 武井雅昭

記

平成二十六年六月二十七日議決を得た工事請負契約（（仮称）田町駅東口北地区保育園整備等工事）の契約金額「九億六千百十八万九千二百円」を「九億九千二百三十万四千円」に変更する。